

○農林省令第十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和四十八年三月二十七日

農林大臣 櫻内 義雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号中「、茶花」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。